

**環境省「家庭エコ診断制度」**

**うちエコ診断士登録規程**

**令和2年10月**

**家庭エコ診断制度運営事務局  
(一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット)**

制定 平成 26 年 4 月 17 日  
改正 令和 2 年 10 月 1 日  
家庭エコ診断制度運営事務局  
(一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット)

## 環境省「家庭エコ診断制度」におけるうちエコ診断士登録規程

### 1. 目的

この規程は、環境省「家庭エコ診断制度」において、「うちエコ診断士」の「うちエコ診断実施機関」への登録に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

### 2. うちエコ診断士

この規程において、「うちエコ診断士」(以下、「診断士」という)とは、「うちエコ診断実施要綱」に掲げている人材をいう。

### 3. うちエコ診断実施機関

この規程において、「うちエコ診断実施機関」(以下、「診断実施機関」という)とは、「うちエコ診断実施要綱」に掲げている団体をいう。

### 4. 登録の要件

家庭エコ診断制度において、診断実施機関に登録できる者は、うちエコ診断資格運営委員会から「うちエコ診断士」として認定された者を対象とする。

登録にあたっては、診断実施機関が実施する診断のスキル審査に合格し、登録時研修を修了しなければならない。

また、登録できる診断実施機関は、家庭エコ診断制度運営事務局(以下「制度運営事務局」という)より認定を受けた団体に限る。なお、登録できる診断士人数や登録期間は診断実施機関の裁量による。

### 5. 登録の申請

登録を受けようとするうちエコ診断士は、以下の登録申請書類を診断実施機関に提出する。

<登録申請書類>

(1) うちエコ診断士登録申込書【別紙1】

- (2) 資格試験運営事務局が発行するうちエコ診断士の認定証書のコピー
- (3) 診断士情報票【別紙2】

## 6. 登録費用

うちエコ診断士の登録の実施にあたっては、診断実施機関は登録を申請する者から登録に関する費用を請求できる。

## 7. スキル審査

診断実施機関は、登録申請があった者に対して、診断のスキル審査を実施する。スキル審査の結果から合否判定を行い、その結果を別紙3にてスキル審査の受験者に通知する。

合格と判定した者についてのみ、8に示す登録時研修に参加させる。

なお、スキル審査の実施にあたっては、制度運営事務局から別途指定する方法にしたがって実施する。

## 8. 登録時研修

診断実施機関は、スキル審査に合格をした者に対して、登録時研修を行う。

登録時研修は、制度運営事務局から別途指定する資料にしたがい、うちエコ診断士倫理規程、個人情報に関する規程や診断時のマナーについて研修を行う。

## 9. 登録結果の報告

診断実施機関は、以下の書類を制度運営事務局に提出し、登録の結果を報告する。

### <登録書類>

- (1) 診断士情報票【別紙2】のコピー
- (2) スキル審査評価シートのコピー
- (3) スキル審査実施に係る誓約書【別紙3】
- (4) うちエコ診断士一覧への掲載同意書【別紙4】
- (5) 顔写真データ
- (6) うちエコ診断実施支援システム使用兼誓約書
- (7) うちエコ診断ソフト使用申請兼誓約書

## 10. 登録及びうちエコ診断士証の交付

制度運営事務局は、診断実施機関からの提出書類をもとに診断士の情報を登録し、

うちエコ診断士証を交付する。

#### 11. 登録の拒否

診断実施機関は、登録を申請した診断士が次のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処された者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの
- (4) うちエコ診断士倫理規程に違反する行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの
- (5) 個人情報保護に関する規程に違反する行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの
- (6) 前述に掲げるもののほか、うちエコ診断士の信頼を傷つけるような行為をした者であって、その行為をしたと認められる日から三年を経過しないもの
- (7) 次に記載する規程により登録の取消し処分を受けた者であって、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

#### 12. 登録の取消し

診断実施機関は、うちエコ診断士が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すものとする。

- (1) うちエコ診断士倫理規程に違反する行為があつたと認められる場合
- (2) 個人情報保護に関する規程に違反する行為があつたと認められる場合
- (3) その他、うちエコ診断士の信頼を傷つけるような行為があつたと認められる場合

登録の取消しにおいては、診断実施機関は理由を付して登録を取り消した旨を取消しの処分を受けた者に通知する。

また、登録取り消しの通知を受けた診断士は、速やかにうちエコ診断士証を制度運営事務局に返却するとともに、制度運営事務局より貸与したうちエコ診断ソフト及び診断に関するデータを削除しなければならない。

#### 13. 登録の有効期間

診断士の登録の有効期間は、診断実施機関が診断士の認定期間の範囲で自由に設定することとし、診断士の登録申請時に事前に周知するものとする。

#### 14. 登録の更新

診断士の登録の更新においては、診断実施機関による更新時研修を修了したことを

もって更新とする。

#### 15. 登録解除の申し立て

診断士は、登録を解除しようとするとき、あるいは登録先を変更しようとするときは、遅滞なく診断実施機関に報告しなければならない。

また、登録解除後は、速やかにうちエコ診断士証を制度運営事務局に返納する。

#### 16. 登録解除の報告

診断実施機関は、診断士の登録を解除した場合は、別紙5の登録解除様式を制度運営事務局に提出し、当該診断士の登録を解除したこと的通知する。

#### 17. うちエコ診断士証の再交付

診断士は、改姓にともない記載事項が変更になったとき、うちエコ診断士証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに別紙6うちエコ診断士証再交付申請書に写真データを添えて制度運営事務局に届ける。

制度運営事務局は、診断士から届け出があったときは、うちエコ診断士証の再交付を行う。うちエコ診断士証の再交付に係る費用は、実費相当分を制度運営事務局の求めに応じ、診断士は負担する。

うちエコ診断士証の再交付を受けた診断士は、紛失したうちエコ診断士証を発見したときは、速やかに当該うちエコ診断士証を制度運営事務局に返納する。

#### 18. 登録情報の変更

診断実施機関は、診断士の登録情報等に変更があった場合は、様式7診断士情報票変更を制度運営事務局に提出し、報告する。

〇〇〇〇診断実施機関 御中

うちエコ診断士登録申込書

私は、下記の事項について誓約の上、貴団体への登録を申込いたします。

記

- (1) うちエコ診断実施要項に従うこと
- (2) うちエコ診断士 倫理規程に従うこと
- (3) うちエコ診断士 個人情報保護に関する規程に従うこと
- (4) 上記要綱、規程に反する活動を行った場合には、速やかに診断実施機関への登録取り下げを行うこと

年           月           日

住所：

氏名： 印

## 環境省「家庭エコ診断制度」

## 診断士情報票

所属診断実施機関	( ) 診断実施機関 例：(神奈川県) 診断実施機関
フリガナ	
ご氏名	
フリガナ	
ご住所	(〒 - )
フリガナ ※わかりにくい文字のみ お願いいたします	(例) 0 (ゼロ) と o (オー)、- (ハイフン) と_ (アンダーバー)、2 (ニ) と z (ゼット) 等
メールアドレス	@
年齢／性別	歳 / 男 女
ご職業	<p>以下の項目のあてはまるものに☑をお付けください。</p> <p><input type="checkbox"/>エネルギー(電力、ガス等) <input type="checkbox"/>家電販売店 <input type="checkbox"/>家電メーカー  <input type="checkbox"/>住宅設備・建材メーカー <input type="checkbox"/>工務店・リフォーム業 <input type="checkbox"/>不動産業  <input type="checkbox"/>金融業・保険業・保険販売業 <input type="checkbox"/>その他の製造業  <input type="checkbox"/>その他の販売業・小売業 <input type="checkbox"/>農林水産業 <input type="checkbox"/>公務員 <input type="checkbox"/>教職員  <input type="checkbox"/>環境・消費者団体 <input type="checkbox"/>地域地球温暖化防止活動推進センター職員  <input type="checkbox"/>主婦・主夫 <input type="checkbox"/>学生 <input type="checkbox"/>無職 <input type="checkbox"/>その他( )</p>
資格等	<p>以下の項目のあてはまるものに☑をお付けください。</p> <p><input type="checkbox"/>建築士 <input type="checkbox"/>技術士 <input type="checkbox"/>エネルギー管理士 <input type="checkbox"/>環境カウンセラー  <input type="checkbox"/>家電製品アドバイザー <input type="checkbox"/>地球温暖化防止活動推進員  <input type="checkbox"/>地域カーボン・カウンセラー <input type="checkbox"/>省エネルギー普及指導員  <input type="checkbox"/>消費生活アドバイザー <input type="checkbox"/>eco 検定 <input type="checkbox"/>家庭の省エネエキスパート検定  <input type="checkbox"/>その他( )</p>

## &lt;個人情報に関する取扱いについて&gt;

本制度で収集するすべての個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、以下に掲げる目的のみに使用いたし、業務終了後すみやかに消去いたします。また、収集した個人情報を本制度の業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。

- (1) うちエコ診断実施に伴う連絡調整業務
- (2) うちエコ診断士の管理
- (3) うちエコ診断士証等、ID等の発行
- (4) うちエコ診断結果の各種データ分析

なお、本制度の性格上、分析結果を公表するなど、外部公開する場合には、個人を特定できない匿名措置を施した上で公開するものとします。

なお、本診断士情報票の情報は、診断士証、ID等の発行等のために、家庭エコ診断制度運営事務局にも共有させていただきます。

## スキル審査の実施に係る誓約書

当団体は、下記に示す項目に基づき、適切にスキル審査を実施したことを誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が診断実施機関の認定の取り消しを受けることとなっても異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) スキル審査における審査の中立性・公平性・信頼性に配慮し審査を行った。
- (2) スキル審査において、虚偽や誤解を招くような行為を行わなかった。
- (3) スキル審査において、特定の受験者に有利に働くような行為を行わなかった。
- (4) スキル審査の実施において、不正が発覚した場合は、診断実施機関の認定を取り消しされることに同意します。

家庭エコ診断制度運営事務局 御中

年 月 日

診断実施機関名：  
住所：  
代表者名： 印

## うちエコ診断士一覧への掲載同意書

家庭エコ診断制度では、ポータルサイトに診断実施機関に登録されたうちエコ診断士の皆様の情報を一覧で掲載させていただくことになります。

これは、一般の方にご覧いただけるように診断実施機関に登録されているうちエコ診断士を一覧としてポータルサイトへ掲載することで、なりすまし等のトラブルを防止するためです。

つきましては、うちエコ診断士の情報をホームページに掲載する趣旨にご理解いただき、下記の掲載同意書にご記入のうえ、提出くださいますようお願いいたします。

### 記

公開する場所：家庭エコ診断制度ポータルサイト

ホームページのURL：<https://www.uchieco-shindan.jp/>

公開する期間：うちエコ診断士として診断実施機関に登録されている期間

公開する情報の種類：氏名

顔写真（診断と合わせて営業活動を行う診断実施機関のみ）

家庭エコ診断制度運営事務局 御中

うちエコ診断士一覧への掲載について同意します。

- ( )顔写真の掲載について同意します。  
( )顔写真の掲載について同意しません。

※どちらかに○を記入してください。「同意します」に○を付けた方のみ、顔写真を掲載します。

※診断後に営業活動を行うには、顔写真の掲載が必須になります。営業活動を行う方は「同意します」に○を付けてください。

年           月           日

氏名：

印

年 月 日

家庭エコ診断制度運営事務局 御中

診断実施機関名：  
住所：  
代表者名：印

### うちエコ診断士の登録解除について

下記のうちエコ診断士の登録を解除いたします。

うちエコ診断士 ID	うちエコ診断士氏名

以上

年 月 日

家庭エコ診断制度運営事務局 御中

所属診断実施機関名

うちエコ診断士氏名

### うちエコ診断士証 再発交付申請書

以下によりうちエコ診断士証の再交付を申請いたします。

#### 1. 再交付理由（該当する項目に☑をしてください）

- 改姓にともなう記載事項変更のため
- 紛失したため
- 汚損したため
- その他( )

以上

環境省「家庭エコ診断制度」

## 診断士情報票（変更）

診断士 ID

診断士氏名

変更事項に□を付け、変更内容を空欄にご記入ください。

変更事項（あてはまるものに□をお付けください。）	変更内容
フリガナ	<input type="checkbox"/>
ご氏名	<input type="checkbox"/>
フリガナ	<input type="checkbox"/>
ご住所	<input type="checkbox"/> (〒 - - - )
フリガナ ※わかりにくい文字のみ お願いいたします	<input type="checkbox"/> (例) 0 (ゼロ) と o (オー)、- (ハイフン) と _ (アンダーバー)、2 (二) と z (ゼット) 等
メールアドレス	<input type="checkbox"/> @
ご職業	<input type="checkbox"/> 以下の項目のあてはまるものに□をお付けください。 <input type="checkbox"/> エネルギー(電力、ガス等) <input type="checkbox"/> 家電販売店 <input type="checkbox"/> 家電メーカー <input type="checkbox"/> 住宅設備・建材メーカー <input type="checkbox"/> 工務店・リフォーム業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業・保険販売業 <input type="checkbox"/> その他の製造業 <input type="checkbox"/> その他の販売業・小売業 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 環境・消費者団体 <input type="checkbox"/> 地域地球温暖化防止活動推進センター職員 <input type="checkbox"/> 主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他( )
資格等	<input type="checkbox"/> 以下の項目のあてはまるものに□をお付けください。 <input type="checkbox"/> 建築士 <input type="checkbox"/> 技術士 <input type="checkbox"/> エネルギー管理士 <input type="checkbox"/> 環境カウンセラー <input type="checkbox"/> 家電製品アドバイザー <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止活動推進員 <input type="checkbox"/> 地域カーボン・カウンセラー <input type="checkbox"/> 省エネルギー普及指導員 <input type="checkbox"/> 消費生活アドバイザー <input type="checkbox"/> eco 検定 <input type="checkbox"/> 家庭の省エネエキスパート検定 <input type="checkbox"/> その他( )

### <個人情報に関する取扱いについて>

本制度で収集するすべての個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、以下に掲げる目的のみに使用いたし、業務終了後すみやかに消去いたします。また、収集した個人情報を本制度の業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。

- (1) うちエコ診断実施に伴う連絡調整業務
- (2) うちエコ診断士の管理
- (3) うちエコ診断士証等、ID等の発行
- (4) うちエコ診断結果の各種データ分析

なお、本制度の性格上、分析結果を公表するなど、外部公開する場合には、個人を特定できない匿名措置を施した上で公開するものとします。

本診断士情報票の情報は、診断士証、ID等の発行等のために、家庭エコ診断制度運営事務局にも共有させていただきます。